

保護者の皆様へ

紀の川市福祉事務所長
(公印省略)

保育所・学童保育等で新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応について（お知らせ）

平素は、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

保育所・学童保育等で新型コロナウイルスの感染等が確認された場合においては、下記のとおりの対応といたします。

感染拡大防止のため、皆様のご協力をお願いいたします。

記

○利用児童又は職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

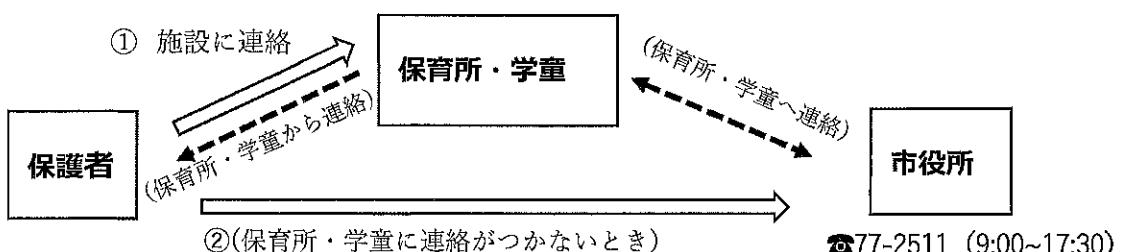
当該施設は原則 2 週間の臨時休所を行います。

※感染者の行動履歴などの状況や本市における感染者の発生状況などを勘案し、臨時休所する施設の範囲を決定します。

○利用児童又は職員が濃厚接触者と特定された場合や PCR 検査を受けた場合

※利用児童の保護者又は職員は、検査結果を待たず、必ず保育所・学童（連絡が取れない場合は市役所）に報告してください。

《休み中の緊急連絡手順》



○利用児童の同居家族又は職員の同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

当該児童、職員は原則 2 週間の自宅待機をお願いします。

※通所を自粛する期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間とします。

※濃厚接触者の追跡調査が終了するまで、感染拡大防止のため当該施設を安全確保のため一時的に一部又は全部を臨時休所とする場合があります。

○利用児童の同居家族又は職員の同居家族が濃厚接触者と特定された場合

利用児童、職員は一定期間の自宅待機をお願いします。

※濃厚接触者の追跡調査が終了するまで、感染拡大防止のため当該施設を安全確保のため一時的に一部又は全部を臨時休所とする場合があります。